

令和6年度 建築物飲料水水質検査業精度管理事業講評会（質疑応答）

質問内容	回答者	回答
PFOS及びPFOAについて、今後水質基準項目に加わるにあたって、その中でもどのような分類（省略不可項目など）の項目になるか教えてほしい。	健康安全研究センター 広域監視部 建築物監視指導課 建築物衛生担当	現在国で検討中の段階であり、詳細は不明です。今後の方向性が分かり次第、各検査機関に通知する予定です。